明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（**総務**六五）　二
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三八）　二

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（**法務**一七五、一七六）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一八二）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**一八三）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**一六）　三
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**二二五）
○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を改正する件（**農林水産**一二五九）　四
○農業経営収入保険損害認定準則の一部を改正する件（**同**一二六〇）
○農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件（**同**一二六一）　五
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件（**国土交通**九五〇）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一四四～一四八）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一四九）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一五〇）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一五一）
○自衛隊の特定行事、防衛大臣の定める区域及び入場料を定めた告示を廃止する件（**同**一五二）
○道路に関する件（**九州地方整備局**七四）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　八

〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八
労　働
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二九

省　令

○総務省令第六十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第三項及び第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年六月二十四日　　総務大臣　松本　剛明

地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令

石川県に対して令和六年六月に交付すべき令和六年度分の特別交付税の額として、令和六年能登半島地震に係る復興事業等を実施するための基金の積立てに要する経費として算定した額である五百二十億円を、同月において決定し、交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十九条第四項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十四日　　農林水産大臣　坂本　哲志

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業収入金額の算定方法）	（農業収入金額の算定方法）
第百八十七条　（略）	**第百八十七条**　（略）
2　前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。	2　前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　担い手経営安定法第三条第一項各号の交付金	四　担い手経営安定法第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項の調整額を加えて得た金額
3　（略）	3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。